

- 下級社員ノ待遇改善 29 頁
 - 兵事ニ依リノ休日ヲ皆勤ト看做スコト
 - 健康保険ノ徹底的改善
 - 一 尤於休業ニ付シテ特別手当支給
- 交渉 榎木、大塚ノ志ニ堪ル
- 初等ノ力 榎木、大塚

交渉 榎木

組合側ハ杉山、下級社員事項ハ凡テ皆々ノ生活上切實ニ要求ス

アリテ、会社ニ對シテモテモラ容ルルヤウニシテ頂キタイ。

課長 二言ハハ、組合側ノ要求ハ、現時ノ關係深キ
 方面、意思、モ微シ研索中ニテアルカ、共ニ錯綜ニタ事由カアソテ、実行
 云々困難ナリ。

組合側(小田原) 会社内ニモ既ニ八時間制ノ実行ニテキル処アルデアアリ
 スベシカ、ユレニキリテ行ツタテ、女末ナイコトハナイト思ヒマス。

課長 成程猪苗代ナドハ八時間制デアアル。シカシ、コレハ従前カラサツ
 イフ方法ヲ採ツテアルノデ、最近ニナツテ八時間制ニ改メタトイフ
 訣デハナイ。勿論、コレニ倣ツテ八時間制ニ生束ル処モアルデア
 ラウガ、会社全般ニ実施スルトナルト問題ハ極メテ困難ナコト
 ナリトナツテ来ル。

組合側(小田原) 会社全般ニ実施スルトト困難ナラ、実行ノ出来
 ル処カラ部分的ニ改ムレテ頂ケマセンカ。

課長 八時間労働制ノ従業員全部ノ要望デハナイカ。一部分ニ実
 行容易ナ処ツアルカラトイフテ、ソコバカリラ改ムルナド、イフコトハ、
 会社トシテハ生束ナイ。会社ニ実施シテモ差問題ナイダケノ、研究ト
 準備ノ整ヘタイ中ハ、会社ニ生々シクイテ、決案メルトハ生束ナ
 イノデアアル。

組合側(高梨) 会社ノ事毎ニ調査ダノ準備ダノトエフケレド、二重
 賃銀制ノ撤廃ソドハ、サシテ準備モ調査モイラナイデアアリマセ
 ンカ。コレニ依リテモ々ハ別ニ収入増加スル訣デイトイヒ思ヒマス。唯、
 病氣ヤ不幸ナドノ已ムヲ得ナイ事情デ、欠勤シタ場合歩加費